

関係各位

2021年6月10日
株式会社博報堂DYホールディングス

不正事案に関する特別委員会からの報告と関係者処分について

博報堂DYグループにおきましては、昨年11月16日に連結子会社である株式会社博報堂DYメディアパートナーズ元社員が同社に対する詐欺罪で逮捕されたこと、また本年2月10日には同じく連結子会社である株式会社博報堂プロダクツ元社員による不正で、同社が損失計上したことを発表いたしました。

これまでも当社グループは法令遵守の徹底に努めておりましたが、このような不正行為が発生したことを厳粛に受けとめ、2月10日に発表のとおり、博報堂DYホールディングス独立社外取締役を委員長とし、外部有識者の方々による特別委員会を設置いたしました。委員会では再発防止とグループのガバナンス強化のために、詳細な実態把握と実効性ある再発防止策の検討を行ってまいりました。本日、当社取締役会に対して行われた特別委員会からの再発防止に向けた報告と提言、あわせて関係者の処分をご報告いたします。

1. 特別委員会について

特別委員会は当社独立社外取締役を委員長とする以下の委員で構成され、本年1月21日発足後、上記の両事案を中心に関係資料の精査、関係者からの聞き取りを重ね、本日6月10日、取締役会に事実関係とその要因の報告、今後の再発防止策の提言が行われました。

委員長 弁護士 松田 昇（当社独立社外取締役、元最高検刑事部長）

委員 弁護士 垣内 正（奥野総合法律事務所、前東京地方裁判所長）

委員 弁護士 藤田 浩司（奥野総合法律事務所）

2. 提言の概要について

①両事案の要因について

両事案ともに社内に共犯者はなく、組織ぐるみの不正ではない個人犯罪であるものの、昨年11月発表事案は会社の通常業務を通じた資金領得、本年2月発表事案は会社の通常業務を装った不正な詐欺行為ないし背任行為であることから、各社の通常業務における管理体制と業務フローのあり方、そして当事者のコンプライアンス意識の欠如が、不正行為を可能ないし誘発し、あるいは発覚を遅らせる要因となったことが指摘されております。

②再発防止に向けた提言について

委員会からの主な提言は以下のとおりです。

- ・既に実施している再発防止策である業務フローの改訂が適切有効であることから、その継続と、状況の変化に応じた見直しを行い、改善のための不断の取組みを行うこと。
- ・内部監査や社外関係者との連携を含めた管理体制の強化を図り、業務フローと合わせて具体的な検討と適切な変革を行うこと。
- ・社員の意識変革に取り組み、グループ全体の問題としてコンプライアンスの充実、強化に一段と注力すること。

3. 関係者の処分について

以下の関係役員に対して、報酬返上（月額報酬の20%を3か月）とする処分を決定しております。

株式会社博報堂DYホールディングス	代表取締役会長	戸田 裕一
株式会社博報堂DYホールディングス	代表取締役社長	水島 正幸
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	代表取締役社長	矢嶋 弘毅
株式会社博報堂DYメディアパートナーズ	取締役相談役	大森 壽郎
株式会社博報堂プロダクツ	代表取締役社長	岸 直彦

既に再発防止に向けて改訂した業務フローは継続してまいります。そして、特別委員会からの提言を受け、社員の意識改革や管理体制の強化に向けて、さらに取り組みを進めていくことで、今後このような事態を生じさせないように努めてまいります。

当社グループにおいて、株主をはじめとした関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、あらためて心よりお詫び申し上げます。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社博報堂DYホールディングス グループ広報・IR室
広報 西尾・山崎 03-6441-9062 koho.mail@hakuodo.co.jp
IR 吉野 03-6441-9033